

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	松江市

松江市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	松江市産業経済部農林基盤整備課
所在地	島根県松江市末次町86番地
電話番号	0852-55-5243
FAX番号	0852-55-5246
メールアドレス	nourin@city.matsue.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ②ニホンジカ③ヌートリア④ハクビシン ⑤カラス⑥サギ⑦その他の鳥類⑧アライグマ⑨アナグマ ⑩その他の獣類⑪ツキノワグマ⑫ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	島根県松江市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜、果樹	5,356千円・488a
ヌートリア	水稲、野菜、芋類	46千円・2a
アナグマ	果樹、野菜	43千円・1a
その他の鳥類	水稲、果樹、野菜、芋類	385千円・10a

(2) 被害の傾向

<p>①イノシシ</p> <p>生息域は、ほぼ松江市内全域で、被害も同様の区域で確認されている。年間を通して出没し、農作物の食害や耕作地、水田でのぬたうち、畦畔の掘り起こしなどの被害が発生している。</p> <p>捕獲頭数は令和元年度は1,028頭だったが、令和2年度に1,317頭と過去最高の頭数となり、その後も1,200頭を超える捕獲をしている。</p> <p>被害は後を絶たない状況であり、鳥獣による被害全体の9割超となっている。</p> <p>②ニホンジカ</p> <p>主に島根半島の湖北地区に生息しているが、令和元年度に美保関町で捕獲され、その後も本庄、持田地区で捕獲されるなど、生息区域を東へ拡大している。</p> <p>また、橋南地域での捕獲頭数も増加しており、令和3年度は33頭の捕獲となった。目立った被害報告はないが、今後、造林地におけるヒノキ等の皮剥ぎの被害が懸念される。</p>

- ③ヌートリア
 以前は、宍道湖や中海周辺の水辺に近い場所で生息していたが、現在は水路や側溝を利用し、ため池を棲みかにするなど松江市の全域に生息しており、水稻や野菜等の農作物被害が発生している。
- ④ハクビシン
 令和元年度以降、目撃や死亡個体が確認されている。目撃情報は年に1回程度だが、住居への侵入や果樹への被害発生が懸念される。
- ⑤・⑥・⑦カラス、サギ、その他の鳥類
 野菜等への被害が発生している。糞による生活環境への影響も報告されている。
- ⑧アライグマ
 近年は被害や目撃情報はないが、過去には市内でも生息が確認されており、今後、生息数が増加し、農作物や果実への被害、住宅への侵入が発生する恐れがある。
- ⑨アナグマ・⑩その他の獣類（タヌキ、イタチ等）
 特にアナグマはイチゴ、スイカ等の果樹や野菜の食害や糞による生活環境被害が発生している。
- ⑪ツキノワグマ
 近年、橋南地域での目撃が報告されている。現状では、農作物被害の報告はないが、人身事故や農作物等への被害が懸念される。
- ⑫ニホンザル
 群れからはぐれた個体が市内各地で目撃されている。農作物被害の報告はないが、市街地の住宅密集地でも出没しており、人身事故や農作物等への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	583万円	408万円
被害面積	501 a	351 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 松江市猟友会の推薦する者で構成される有害鳥獣捕獲班（駆除班）を組織し、有害鳥獣捕獲及び個体数調整を行う。	① 有害鳥獣捕獲班（駆除班）を各地域に配置しているが、経験や技術のある駆除員が高齢化しているため、班員の確保と人材育成が必要である。

	<p>② 捕獲機材を松江市鳥獣被害防止対策協議会が購入し、松江市鳥獣被害対策実施隊員に貸与する。</p> <p>③ 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針に基づき、被害農家等が自ら捕獲従事者となって、捕獲を行う。</p> <p>④ 捕獲した大半の個体は現地において適切に埋設処理を行う。</p> <p>⑤ 鳥獣被害対策研修会を開催し知識・技術の普及を図る。</p>	<p>② 捕獲機材の数に限りがあり、また老朽化した機材は更新しなければならないため、捕獲活動に支障がないよう年次的に数量を確保していく必要がある。</p> <p>③ 捕獲活動だけでなく、防護柵の設置等防護対策の意識を啓発し、より効果的な被害対策の普及が必要。</p> <p>④ 埋設には時間、労力等の負担がかかっている。食肉利用など有効活用が図れるよう、ジビエ普及の取組み、関係団体の体制強化を図る必要がある。</p> <p>⑤ 野生鳥獣に関する正しい知識が不足しているため、被害対策が十分でない場合があり、引き続き地域に合った対策など正しい知識の周知、働きかけの必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>① 農作物被害を未然に防止するため、農業者等が設置する防護柵、電気柵、網等に対する市助成制度を実施。また、地域ぐるみで広域防護柵を設置することを推進する。</p>	<p>① 防護柵の設置にかかる一人ひとりの負担を軽減し、より効果的な被害対策を進めるため、引き続き農業者や自治会、集落営農組織等への支援を強化していく必要がある。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>① 地域研修会において、環境整備・放置果樹、野菜クズ、生ごみの除去等鳥獣を寄せ付けない環境作りを指導する。</p>	<p>① 野生鳥獣に関する正しい知識が不足しているため、被害対策が十分でない場合があり、引き続き地域に合った対策など正しい知識の周知、働きかけの必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>① 農業者等が設置する防護柵について、個人向けの支援を引き続き実施するとともに、鳥獣被害防止対策協議会と連携して、広域的防護柵の設置に力を入れていく。</p>
--

- ② 鳥根県特定鳥獣管理計画に基づき、イノシシ、ニホンジカの捕獲を実施する。
- ③ ヌートリア、アナグマ、タヌキ、イタチ等については、狩猟免許を有していなくても、農業者等が自己所有の土地で小型の箱わなを用いて捕獲する場合は、捕獲許可の対象とすることができるので、こうした制度の周知により捕獲活動を推進する。
- ④ 捕獲班員の増加につながる担い手確保・育成策を推進する。
- ⑤ 地域住民を対象とした研修会を開催し、有害鳥獣に関する情報提供や、鳥獣を寄せ付けない環境整備、防護柵等による有効な対策、捕獲の担い手確保に関する啓発活動を行う。
- ⑥ 被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 化等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。
- ⑦ 本計画の対象鳥獣以外の鳥獣についても、被害が発生した場合は、速やかに捕獲や被害防止対策等を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ① イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、アライグマ、アナグマ、その他獣類
 農業者等からの被害報告に基づき、地区（旧町村等）担当の有害鳥獣捕獲班が捕獲を行う。
 また、わなの見回りを地域住民が担う等、地域一体となった取り組みができる体制づくりを目指す。
 なお、ヌートリア、アナグマ、タヌキ、イタチ等は、住居や農地等で被害を受けている者は被害者自らが捕獲者として自己所有地内で小型の箱わなを用いて捕獲活動を行う場合は捕獲許可の対象とすることができるため、こうした制度を活用した捕獲活動も推進する。
- ② カラス、サギ、その他の鳥類
 電気事故防止のため、電気事業者が自ら捕獲者として、電気施設において雛・卵を手捕りにより捕獲を行う。
 自己所有地内で何らかの被害を受けている者が自ら捕獲者として雛・卵を手捕りにより捕獲を行う。
- ③ その他
 有害鳥獣捕獲員の中から松江市猟友会に推薦された者及び市職員で構成する松江市鳥獣被害対策実施隊により、被害防止を目的とした緊急出動、捕獲活動、捕獲技術の向上、被害防止施策の普及啓発活動に取り組む。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～7年度	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アラグマ、アナグマ、ニホンザル、ヌートリア、その他の獣類	<p>有害鳥獣捕獲員および鳥獣被害対策実施隊と地域住民が連携し、イノシシ用低コスト箱わな等の積極的な活用を行う。</p> <p>研修会などを開催し、集落単位での狩猟免許取得を促進するため、新たに捕獲員となった者について、狩猟免許取得に要した経費の一部を助成する。</p> <p>また、専門的知識を有する鳥獣被害対策実施隊と連携し、新規捕獲員等を対象に指導、研修を行い、有害鳥獣捕獲員の確保・育成を推進する。</p> <p>被害農家が自ら捕獲を行う場合は、防除と捕獲を一体とした効果的な取り組みについて指導し、鳥獣被害対策実施隊の指導により技術の向上を図る。</p>
	カラス、サギ、その他の鳥類	<p>鳥類は、農業者等が自ら忌避、威嚇等の追い払いを行う活動を実施し、特に必要がある場合は捕獲員および鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産物への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないように捕獲計画を設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
①イノシシ	1 2 0 0頭	1 2 0 0頭	1 2 0 0頭
②ニホンジカ	3 5頭	3 5頭	3 5頭
③アナグマ	2 2 0頭	2 2 0頭	2 2 0頭
④ヌートリア、 ⑤その他の獣類	5 0頭	5 0頭	5 0頭

⑥ハクビシン、 ⑦アライグマ	1 頭	1 頭	1 頭
⑧カラス、⑨サギ、 ⑩その他の獣類	150羽	150羽	150羽

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシン、その他の獣類については、有害鳥獣捕獲班による銃器・わな（箱わな、くくりわな）による捕獲を行う。</p> <p>捕獲実施予定時期は、原則として猟期を除く期間とする。</p> <p>捕獲予定場所は、農業者等からの被害報告に基づき、効果的と考えられる場所へわなを設置する。</p> <p>被害農家が自ら行うヌートリア、アナグマ、タヌキ、イタチ等の捕獲については、小型箱わなにより捕獲を行う。</p> <p>鳥類については、周辺地域への安全面を配慮し、花火等による追い払いを実施し、必要に応じて捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ、アナグマ、ニホンジカ、ヌートリア、その他の獣類	個人設置28,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等)	個人設置26,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等)	個人設置24,000m (ワイヤーメッシュ、電気柵等)

	広域設置10,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集团的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。	広域設置12,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集团的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。	広域設置14,000m (ワイヤーメッシュ) 個人での設置に加え、集团的(集落的)な設置ができるよう各種助成事業の活用を促す。
--	---	---	---

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率的な設置場所、管理方法の指導を行う。	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率的な設置場所、管理方法の指導を行う。	広域防護柵の設置地区に対し、研修会を開催し、効率的な設置場所、管理方法の指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

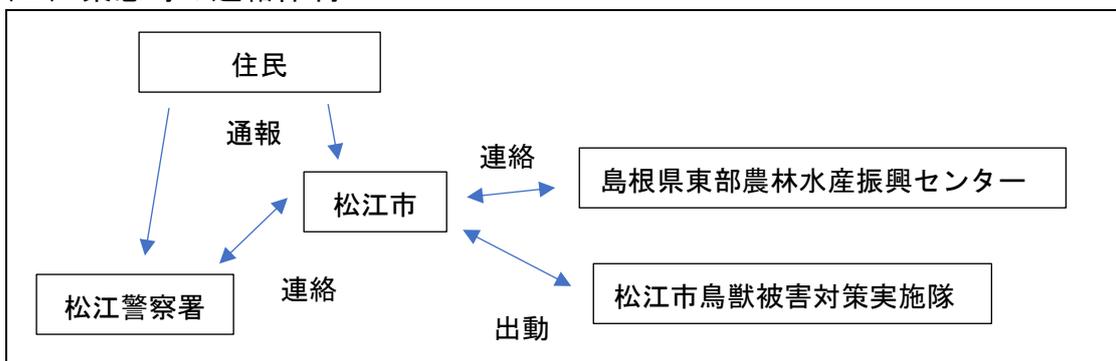
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ~7年度	全般	松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、地域住民を対象とした研修会等を積極的に開催し、有害鳥獣の知識を深めてもらう。 また、研修会を通じて、除草などの環境整備、放置果樹、野菜クズ、生ごみの除去等、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを指導し啓発を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
松江市	各機関と連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
松江警察署	住民の生命、身体安全確保、パトロール
島根県東部農林水産振興センター	捕獲許可等に関する助言、指導
松江市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、追い払い、防除、調査

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、環境に配慮し適切に埋設処理を行う事とするが、イノシシについて資源化できるものは解体処理施設へ搬入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ加工処理施設において食肉化し販売する。松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携して食用の販路拡大、PR の推進など有効利用方法を検討、実践し、地域資源としての活用を図る。食肉にするには肉質、鮮度、止め刺し法、現場管理等が重要になるため、他の施設等の情報も参考にしながら課題解決を図る。
----	--

	過去の実績をふまえ、食肉・ペットフード等合わせて年間 70 頭程度の加工を目指す。
ペットフード	イノシシ加工処理施設において加工し販売する。松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、関係機関と連携して食用の販路拡大、PR の推進など有効利用方法を検討、実践し、地域資源としての活用を図る。 加工するには肉質、鮮度、止め刺し法、現場管理等が重要になるため、他の施設等の情報も参考にしながら課題解決を図る。 過去の実績をふまえ、食肉・ペットフード等合わせて年間 70 頭程度の加工を目指す。
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

<p>処理加工施設の整備計画は該当なし。 既存の処理加工施設において、過去の実績をふまえ、食肉・ペットフード等合わせて年間 70 頭程度の加工を目指す。</p>
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

<p>食肉加工に携わる担い手の確保に資する支援を行うとともに、ジビエ先進地の取組等を参考にし関係者の知識の向上を図る。</p>

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	松江市鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
松江市	事務局として、協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。
松江市猟友会	有害鳥獣の捕獲および鳥獣の専門知識、捕獲体制に関する助言を行う。
松江市農業委員会	被害状況の確認、各地区の意見集約を行う。
島根県農業協同組合	営農活動上の鳥獣被害対策について助言を行う。
島根県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供と助言を行う。
松江森林組合	営林活動上の鳥獣被害対策について助言を行う。
鳥獣保護管理員	鳥獣の専門知識に関する助言を行う。
八雲猪肉生産組合	鳥獣の食肉としての有効利用について助言と提言を行う。
鳥獣被害対策指導員	被害地に出向き、調査を行い、有効な対策を被害者等へ提案する。 地域ぐるみの対策を推進し、研修会等により知識・技術の周知を図る。 また、捕獲したイノシシについて、八雲猪肉生産組合と連携し、有効活用個体数の増加を目指す。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター	国、県の情報提供、アドバイザーとして助言、支援を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣捕獲員の中から松江市猟友会に推薦された者及び松江市職員で構成する松江市鳥獣被害対策実施隊により、農作物及び市民の生命や財産等への被害防止を目的とした緊急出動、捕獲活動、捕獲技術の向上や育成、鳥獣被害防止施策の普及啓発活動を行い、被害防止対策について取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

松江市鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、集落営農組織や自治会等において研修会等を通じて啓発活動を行い、地域ぐるみでの取り組みを推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農作物及び市民の生命や財産等に被害を及ぼす場合、鳥獣被害対策実施隊が中心となって対応するとともに、県・警察等と情報共有を図り、効果的な捕獲と防除をめざす。

松江市猟友会等と連携し、鳥獣被害防止対策の担い手確保と人材育成に向けた研修会等を積極的に開催する。

被害防止に効果のある新技術や対策全般にかかる ICT 化等の先進的な取り組みについて、検討や試行を進める。